

第五十五回国会 参議院商工委員会 會議録第九号

昭和四十二年六月八日(木曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

六月六日

小柳 勇君

補欠選任
加瀬 完君

六月七日

加瀬 完君

補欠選任
小柳 勇君

六月八日

竹田 現昭君

補欠選任
龜田 得治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鹿島 俊雄君

井川 伊平君

近藤英一郎君

阿部 竹松君

委員

上原 正吉君

重政 庸徳君

津島 文治君

宮崎 正雄君

龜田 得治君

小柳 勇君

近藤 信一君

矢追 秀彦君

國務大臣

菅野和太郎君

政府委員

栗原 祐幸君

通商産業政務次官

通商産業省企業局長 熊谷 典文君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

農林省農林経済局参事官

通商産業省企業局商務第二課長

内村 良英君

諸口 昭一君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の変更について報告いたします。本日、竹田現昭君が辞任され、その補欠として龜田得治君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、本院先議の商品取引所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、先般趣旨説明をすでに聴取いたしておりますので、本日は質疑を行ないません。

○委員長(鹿島俊雄君) この際、参考人の出席要求についておはかりいたします。ただいま議題となりました本案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) それではこれより本案の質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 私は、今回の商品取引所法の改正案は現行法に比べて一歩前進という評価をしておるわけですが、そういう立場から総括的な質問を本日はいたしたいと思ひます。

最初に、大臣にお聞きいたしますが、今度の法改正のねらいですね。根本的なねらいはどこにあるのかという点をひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○國務大臣(菅野和太郎君) 最近の商品取引所の実態にかなりがみまして、取引所の総出来高も増加してきたのであります。委託者との間の紛議が頻発するし、また商品仲買人の倒産等も出てきて、こういう実情にかなりがみて、この際改正しなきゃならぬという必要を感じてきたのであります。でありますからして、この実情に対処して、大衆参加に伴う弊害の防止、特に委託者の保護を強化するという立場から今回の改正案を出した次第であります。

○龜田得治君 特に委託者の保護という立場を重く見ておられるようであります。そこで今度の改正案がでる経過の中で、相当重要な問題が多岐にわたって論議されたはずであります。この改正には間に合わなかった、しかし今度とも引き続いて検討していきたいといった問題があるはずだと思ひますが、その点についてひとつ大臣からさ

らに明らかにしておいてほしいと思ひます。

○國務大臣(菅野和太郎君) 御存じのように、商

品取引所の法律ができたのは昭和二十五年だったと思ひますが、その後御承知のとおり、経済界というものは非常に変化をしておりますし、したがってこの取引所自体に対する問題をわれわれは掘り下げて検討しなきゃならぬ、こう考えておるのではありませんが、さしあたり現在の取引所法の改正によって、いまあらわれておる弊害を除去するということだけを考へてこの改正案を出したのであります。商品取引所の組織やあるいは売買される商品などについては、これをもう少し掘り下げて検討して、その上であらためてまた改正案を出したいと、こう考へておる次第であります。

○龜田得治君 まあこれからあと取引所法に関する重要な問題点を特に本日は取り上げて質問をしたい。逐条的な問題も多々あるのですが、そういうことは抜きにして、ひとつお尋ねをしてみたいと思ひます。

最初に聞きたいのは、現在の日本の商品取引所の弱点ですね。これが集中的にあらわれておるのがこの紛議だと思ふのです。その紛議が一番たくさん起きておる、ほとんど大部分と言つていい紛議というものがこの穀物関係ですね。アズキ、手亡、こういう関係で行なわれておるわけでありまして、この点をどういうふうな理解しておられますか。お答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(内村良英君) 経済局長がちょっと衆議院の内閣委員会に出ておりますので、私がかわつてお答えさせていただきます。

申し上げるまでもなく、商品取引所の機能は、商品の取引の安定のための価格を安定させることと、それから取引業者が価格の変動による危険をヘッジするというのが取引所の大きな機能でございます。そこでまずアズキですが、雑穀の中で一番問題になるのはアズキだと思ひますが、アズキの商品としての意味でございますが、現在北海道、東北等の畑作地帯におきましては、アズキは

では、たとえばお客さんから非常に大きな注文があるという場合に、その中のヘッジの部分でですね、その部分とそうでない部分の説明などを求め、ヘッジ以外の部分については制限していくというふうなことを積極的に行っているように聞きますね。あるいは西独の制度などでは、定期取引に参加できるものは商業登記の上でちゃんと商人というように登録された個人組合、こういうものに限るのだ、何かそういうふうな規定まで設けて、一般の証券の場合とは相当違った扱いを制度上もはっきりやっておるようには聞くんですが、そういう点は一体どうなっているのでしょうか。

○説明員(諸口昭一君) お答え申し上げます。

いま先生のおっしゃるように、特に西独では、いわゆる委託者についての登録制と申しますか、ある程度委託するものの制限と申しますか、登録制をしておるようには聞いております。それからアメリカにおきましては、特にいわゆる農産物、まあ農産物がおもてでございますが、そういうものの売買数につきましては、特に一般玉につきましては、大衆玉につきましては、月々小麦を言いますと何ブッシェル以上、以下ということと制限を加えておると、こういうふうな制度で行なわれているというふうに承っております。

○龜田得治君 そういう点についてのきちんとした条文なり資料ございましたら、私的的確に見ておきたいと思っておりますので、ございましたら提出してほしいと思っております。

○説明員(諸口昭一君) 資料若干ございますので、提出させていただきます。

○龜田得治君 そこで、大臣の考え方などは原則的にはわかるのですが、これは相当勇断をふるって臨まないと、なかなか問題があるように思いますが、そこで、前提として現状は一体どうなっているのか、いわゆるヘッジ部分と投機部分というものが、これは監督官庁のほうで調べておると思いますが、その大まかな傾向をひとつ説明してほしいと思っております。詳しいことは別の資料でけっこうです。

○政府委員(熊谷典文君) 通商関係につきましては、四十年の実績でございますが、いわゆるヘッジ玉といえますか、当業者玉が三七%ございます。それから一般大衆のものが六三%、こういう形になります。

○龜田得治君 農林関係どうですか。

○説明員(内村良英君) 農林関係中、アズキにつきまして、推定ヘッジ量を農林省が仲買人実態調査から調べたところによりまして、昭和四十一年度におきましては、全供給量十五万二千トンに對しまして、推定ヘッジ量と思われるものが八十八万一千トンになっております。それで出来高枚数に對するヘッジ率は約六%ということになっております。

○龜田得治君 六%ですから、非常にこれは少な過ぎますね。これはいろんな現象が起るのも、こういう数字を実際に当たってみると、これはそれだけで想像できるわけです。品物を必要とせぬ人がわいわいわいわい騒いでおる現状なんです。私はせめて通産関係の数字にまで戻すだけでも相当な努力を要するに思いますが、これは農林大臣にこういうことはひとつ聞いておいてもらわなければいかん重大なことなんです。

○説明員(内村良英君) ただいま龜田先生の言われましたとおり、大衆参加が多過ぎるということと、は確かに事実だと思っております。それについて、それはどの辺のところを押えていくか、押える方法があるかどうかという点が非常にわれわれとして苦慮しておるところでございます。それに向かって少しずつでも前進したいというのが今度の改正法案の趣旨でございます。

○龜田得治君 いや、法案の趣旨は最初お聞きしたように、これはわかっているのです。しかし、現状があまりにも不自然な状態ですので、なかなか努力が要ると私は見ているのです。それで、それじゃ委託者関係の調査がありましたらお答え願いたいのですが、いわゆる当業者と一般の方との比率ですね、まあ実数でおっしゃってけっこうです。どこか適当な時点の。

○政府委員(熊谷典文君) 昨年九月末の数字でございますが、約一般大衆が六万、それから当業者が五千、こういう数字になっております。

○説明員(内村良英君) アズキにつきまして、自己玉と委託玉の比率を調べてみますと、自己玉が三一・八%、委託玉が六八・二%になっております。この委託玉の中には生産者筋、商社筋、問屋筋のいわゆるヘッジと思われるもの二・八%が含まれております。

○龜田得治君 この通産のほうのやつは、アズキなどは含まれていないのですか、いまおっしゃった数字は、私に聞いていたのは人で言っているのですよ。

○政府委員(熊谷典文君) 委託者数が六万、これは全部農林を入れての数字でございます。六万であって、そのうち当業者が約五千、それを引き減した五万五千というのが一般大衆であります。これは農林を含んだ数字でございます。

○龜田得治君 さっき農林のほうからお答えになったのは、ちょっと観点が違うのじゃないですか。委託者の数について、特にアズキの関係はどうなっているか、当業者と一般というものに分けて……。

○説明員(内村良英君) 私が御説明申し上げましたのは、商品仲買人の売買取引の玉につきましては、自己玉と委託玉との比率を申し上げたわけでございます。

○龜田得治君 そうじゃなしに、私の聞いているのは委託者の数を聞いています。

○説明員(内村良英君) 大衆参加している委託者の数でございますか。ちょっとお待ちください。

○龜田得治君 あとからでけっこうです。つまり通産のほうからお答え願った六万というのは、あなたの方のやつも含んでおることなんですか、それだけ見ても、結局十人のうち一人なんですか、委託者は。おそろくアズキの場合にはもつと率が低いんじゃないかというふうに思うわけですが、それはあとでけっこうです。お調べ願いたい。

それで、まあお聞きのとおりでしてね、大臣、その原則ははっきりさせていただきましたが、その原則に立つてほんとうにきちんとした姿勢にまで持っていく、これは相当な最高責任者の決意が要ると思うのですが、それはどこで押えるかというふうな標準にしたって、これはなかなか後ほどまた多少議論しますが、押えにくい点もいろいろあったりするわけでして、よほど責任者の決意というものが私は要ると思う。大臣のいまお聞きくださった数字を見た上でその決意を聞きたい。

○國務大臣(菅野和太郎君) 龜田委員も大体御存じだと思いますが、日本の取引所というものの由来を見ますと、大体投機的な要素を帯びてずっと発達してきたものであります。したがって、その空気がまだ多分に私残っておると思うのでございますが、しかし、今日のように通信交通の発達したとき、また扱われておる商品の性質などから見て、私はもう少し根本的にこの取引所というものを考えてみたい、こう考えておるのであります。私先ほど申し上げたとおり、さしあたり弊害の起ったものだけについてこの改正案を出しては、私ももう少し勉強してやらせて、そうしてあらためて根本的にひとつ現在の経済情勢に即応するように取引所を考えたいんじゃないか、こう存じております。

○龜田得治君 この問題はこの程度にして次に移りますが、次に流通高と商高との関係ですね、これは人によっていろいろ意見があるわけですが、しかし、これも一つの大きな議題として議論されたはずですが、その結論をここで明らかにしてほしいと思っております。局長からでもけっこうです。

○政府委員(熊谷典文君) 先生の御質問の要点は、いわゆる流通高と商品取引所における取引高、こういうものを考えながら今後の価格形成の一つの基準にならないか、こういう御質問であろつかと思っております。先般の委員会でもそういう点の

研究を進めるようにお話ございましたので、われわれも今後取引所が適正な価格を形成する意味において、一つの基準にならないかということを中心研究いたしたわけでございますが、御承知のようにこれは非常に物によって違っておりまして、たがって物ごとに今後考えていかざるを得ないという関係が一つあるわけでございます。したがってわれわれとしては、過去における倍率等を考えまして、今後の一つの運営の基準にはしたい、できればしたい、こういうふうに考えております。ただこの倍率だけですべて判断するというわけにもまいりません。その他の要素が入ってくるわけでありまして、一つの目安として、そういう倍率以上になった場合は、取引所も役所も注意しなければならぬというような目的なものはできようか、かような現在結論になっているわけであります。われわれとしては、今後そういうものさしができるだけできるように、具体的な物資について研究していこう、こういうのが現在の結論でございます。

○亀田得治君 それは確かに物によっても、また経済の全体の情勢によってもこれは違ってくるわけでして、一律に何倍以上だから過熱しておるといふようなことを私も言うわけじゃありませんが、この点をやはり研究をされるということは一つの基準ですよ、基準として大事なことです。それで前回お聞きしたときも、そういった原則的なことはほぼ認められるのだが、なかなか数字等は出てこないわけなんです、だから仮の数字でもいいです。実はこういう商品についてはこの程度、こういう商品についてはこの程度と、幅のある数字でけっこうなんです、何かそういう掘り下げた検討というものがなされておれば、これは参考におっしゃったからといって動揺を与えとか、そういう意味じゃなしに、これは研究の過程ですから、われわれもお互いに研究しなければならぬ、そういう意味でお聞きするわけです。

○政府委員(熊谷典文君) 先般御指摘もございま

したので、われわれとしては経過を申し上げますと、審議会におきましてもその議論をしていただきまして、役所からもデータを出して、現在三十五年から四十年ぐらい、現在までどういう倍率になっているのかというデータを集めてみただけでございます。ところが非常に物によって極端な差があるわけでございます。年度によっても相当ございまして、また物によっても非常に差がある。したがっていろいろ審議会で議論していただきまして結果は、いま早急に、この物資はこの程度でいいだろうという結論を出すのはちょっと勉強不足ではなからうか、こういう形になったわけでございます。われわれとしては、場合によっては諸外国の——やはり事情は違いますが、実情等もやはり参考にしたほうがいいという感じも持っておるわけであります。そういう意味合いにおきまして、もう少しそういうデータもそろえまして、引き続き審議会で検討していただく、こういう形をとらざるを得なかったものであります。そういう意味におきまして、実績数量は出ておりますが、これを見てどの程度にするかという腹づもりは率直に申し上げまして、現在できていないということでございます。

○亀田得治君 少なくともアズキ、手亡の関係は倍率が非常に高いわけですね。アズキよりも手亡のほうがもっと高いようですね、最近では。だから少なくともこういう倍率はどうも高すぎるというくらいな意見というものはまとまっているのではないかと思います、その点はどうですか。あな

○説明員(内村良英君) アズキあるいは手亡につきまして、どの程度の倍率が妥当であるかということにつきましては、農林省におきましても種々検討したわけでございます。しかしながら、ただいま企業局長からも言われましたように、農林省におきましても、ほかの種々の条件と総合的にみ合わせて考えないと、ただ倍率が多いから非常に悪いのだ、むしろたえは紛議が多すぎるとか、価格が非常に乱れて動くとか、そういうこと

も考え合わせて適正な倍率というものを考えなければならぬのじゃないか。しかし、いずれにいたしましても、こうした倍率が非常に高くなつてまいりますのは、やはり過度の大衆参加に原因がございまして、そのところをどういうふうにするかということをお先ほどから繰り返して申し上げておりますが、いろいろと考えているわけでございます。

○亀田得治君 いや、まあすぐそこに持っていられると、全部その話になつてしまふけれども、それでは分析的な審議にならないわけですからね。だから私は倍率というのは確かにむずかしい問題であることはわかるのですが、ただアズキなり手亡で出ているこの倍率、これは何によって出たのかということの方が大事なですね。その出た根拠というものは先ほど数字で示されたように当業者でなく、そしていわゆるヘッジ部分でない部分、そういう形で出てきているわけですね。そのために私は当初商品取引制度の基本精神というものはどこにあるかということをおまゝ大臣にもだめ押ししたわけなんです。だからその根本の立場から見れば、これらの倍率が出た経過等もあわせ考えれば、当然私はアズキや手亡については少なくとも高すぎるというぐらゐのものが出なくてどうしてほんとうの軌道に乗るか、私はそう言いたい。だから必ずしも姿勢がしゃんとしておらぬというふうに、私はそういうふうに感ずるわけなんです。がね、ただいまのような答弁を聞いておると。ほかのアズキ、手亡以外のいろいろな商品についてまで私はいまこまかいことを申し上げるつもりはないのですが、少なくともアズキ、手亡についてはそれなるともたした議論をしておるようじゃ、これはちょっと頼りないですね。大臣の見解はどうですか。私とおそろく同じ気持ちだと思

○國務大君(吉野和太郎君) いま亀田委員のお話のとおり、そういう問題についてはわれわれ自身も疑問を持っております。だがしかし、実際をそこまで、どういうようにしてそこまではつきり見分けをして調査をするかということについてはいろいろ困難があるかと思ひますが、これは農林省の所管になりますので、農林省側に大いに研究してもらいたい、こう存じておる次第でございます。

○亀田得治君 次に農林大臣に出て来てもらつて、その点はつきり大臣としての考えを明らかにしてほしいと思ひます。それからあなたの方からきょうの質疑の経過を説明願つて、結論でいいですから、これは重要なことなんです。今後の改正された法運用という面から見ても、いいですな。

○説明員(内村良英君) ただいま亀田先生のご指摘されました点は、農林大臣によく説明いたしまして、できればこの次出席していただくように大臣にお伝え申し上げます。

それからどうも答弁が不十分である、そのようなことでは安心できないじゃないかということをお亀田先生からご指摘があったわけでございます。そこで、農林省の事務当局といたしましては、はつきり申し上げますと、雑穀、特にアズキ、手亡というようなものを商品取引所の上場商品にしておきたいということがいかにどうかというところまで、実は真剣に検討したわけでございます。そこで過去におきまして、小樽の商品取引所が大正十四年に設置されました、そこでアズキを上場した経験があるわけでございます。そこでそれではアズキを上場する前と上場後におきまして価格変動率はどうかといったことを、たまたま小樽の商品取引所の古い資料を見つけたものでございますから、それに基づきまして農林省で分析をやつてみたわけでございます。その結果をちょっと申し上げますと、大正四年から大正十三年、すなわち小樽の商品取引所ができる前におきましてアズキの価格変動率を調べたわけでございます。それによりますと、二割以上の変動がございましたことが三十回、それから三割以上が十五回、それから四割以上が九回、それから五割以上が五回あったわけでございます。それからその後大正十四年から昭和九年まで、上場しておるときの価格

の動きを見ますと、二割以上の変動率が十六回、それから三割以上が六回、四割以上が三回、五割以上が一回、こういうことになっております。それから昭和三十一年から四十一年、すなわち戦後の数字について調べてみましたところ、二割以上が十七回、三割以上が六回、四割以上が三回、五割以上はゼロと、こういうことになっております。それで商品取引所の相場は将来の需給の予見に基づきまして形成されるものでございますから、一般に過敏でございますが、過去のアズキのみでございますが、たまたま資料がございましたために調べてみますと、たまたま申し上げたような数字になっておりますので、やはりアズキにつきましても商品取引所というものは必要じゃないかというふうに考えているわけでございます。実はわれわれとしても現在の姿がいいとは決して考えておりませんので、さつきからる申し上げておりますように、実は農林省の中において種々検討しているわけでございます。それでたまたま一つのデータとして戦前のデータを申し上げたようなわけでございますが、一生懸命その辺のところも勉強いたしまして、何とかして現在の不健全と言われる形の取引所の姿を他の商品並みにしたいという努力はしている点をご理解していただきたいと、こう思っているわけでございます。

○亀田得治君 いまおっしゃったその資料、それ後ほどいいですから、ひとつお願いしたいと思っておりますが、いいですか。

○説明員(内村良英君) 資料は提出させていただきます。

○亀田得治君 きょうはいろいろ問題点がたくさんあります、先へ進みますが、その前に、今度の法改正の中で、百二十四条に手をつけられましたね。その中で現行法の、流通高に比しあまりにも過当な取引の行なわれることを防止する、これは例示規定として載せてあるわけですが、今度の改正法ではこれを削ってしまったわけですが、これがね、これは私は改悪だと思わなければならない、これは公正であるかどうかの判断、そういう場合には

流通高に対する高い倍率だけではないか、これは承認しておりますが、わざわざあるこの例示的な規定をどうして削るのか、これが疑問になってならない。残しておいていいのじゃないですか。確かに一つの標準であることは間違いないのですから、なぜ削ったのですか。

○政府委員(熊谷典文君) 実体的にこういうものが必要であるというところは、むしろわれわれとしては先ほどの議論からも、あるいはご答弁いたしましたところからもご理解願えるかと思えます。ただ法文上から見ますと、これは法律論でございますが、こういう書き方をいたしておきますと、変更命令を出し得る場合がいかにも限定されるというような感じが出てまいるのでございます。そういう意味で、むしろ情勢に応じて変更命令を出しやすくする、こういうことの整理でございます。したがって、実体的には先ほど申し上げましたように、そういうめどが付き、それが一つのものさしになれば、そういう場合にはこういうことができるようにするという変更命令は十分出した、かように考えておる次第でございます。

○亀田得治君 いや、それは現行法で決してそんな誤解起こりませんよ。いろいろこう書いて、「等」と、これは一例としてこう書かれておるわけでありまして、取引所といったようなこの専門的な法律、ごらんになる人がそんな間違うということはこれは絶対ないですよ。これは私の邪推かもしれませんが、どうもこういう条文を置いておくと、亀田委員がいつもこの取引高と高いとの関係をやかましく言うから、もう削ってしまった、そういうようなことははっきりおっしゃらぬでしようが、どうもそういうものを残しておく必要以上いろいろな議論を誘発するおそれがある、そういうことでわざわざあるものを削ったのじゃないですか。私はまあ実際はよく皆さんが研究をされて、このほかにも具体的な基準などがあつておくと、そうするとこれを見た人は、なるほど役所のほうはこういう点を注目しておるのだとい

うことがわかるわけですからね。非常にわかりにくい法律になるのですよ。それを全部抽象的なことにひっくり返してしまつて簡単にすることには、ちょっと私はふに落ちない。まあそんなような魂胆があつたとは、腹の中で案外あつてもおっしゃらぬでしようが、これはちょっと私の倍率の問題は非常に平生からやかましく言うておるだけに、ずっと見ていて、ひょっと目について非常に奇異に感じたわけですが、なぜこういうことになったのですか。もう少しそのいきさつを明らかにしてほしい。

○政府委員(熊谷典文君) 今度の条文改正の法律論になるわけでございますが、整理にあたりましては、これは先ほど来議論ございましたように、一般大衆の問題につきましては、証券市場と商品市場というのとは違つてございまして、一つのモデルとして書き方については証券取引所を相当参考にしたという点は、これはいふまでもないと思つております。そういう関係もございまして、抽象的にしたわけでございます。なお、これは腹で思つても言わぬであつて、こういう指摘がございましたが、決してそういう感じでは私はございません。先生のおっしゃる通りに、例示であるからできるだけ詳しく書いたほうが取引所のほうもどういふ場合はやはり変更命令が出る、あるいは役所も運用が非常に複雑にならないという意味で、詳しく書ければ書くというところが私は一つのやり方だと思つております。そういう点は、御意見は十分わかるわけでございますが、そういう意味で整理をいたしたわけでございます。したがって、今後の問題につきまして、先生のほうでそういうご心配、ご懸念があるようでございますれば、あるいはまた役所と取引所との関係をスムーズにいたしますために、私は何か変更命令を出す場合の運用基準というふうなものをつくつて、そのときにこれ以外のものにつくつてもさらに研究いたしまして、こういう場合は変更命令を出す場合がある、内部規定だけなしに世の中にもはつきりいたし

たい、運用基準にまかせていただきたい、かように考える次第でございます。

○亀田得治君 まあ、そういうことなら一応けつこうですが、たとえばこれは組織の關係なんかでは採用しているところがあるはずですが、たとえば在庫高、在庫高との倍率、こういうことなども私は非常に具体的なひとつの基準だと思つております。もちろんその場合にもそれだけを言うのじゃないのですよ。そういうわけですから、まあ法律がこういうふうに出てしまつと、あと運用基準ということになるのかもしれないと思つて、十分これはひとつ検討してほしいと思つております。

次の問題に移ります。例の委託証拠金ですね、今度はまあこれが一つの大きな問題になりまして、取引所に分離保管する、こういうことに結論はなつたわけですが、この納める率などにつきましては政令で定める、こういうことになっておるようですが、まあ政令の内容もはば聞いておるのですが、その点について当初政府側が考えた案よりも相当後退しておるようには思つております。なぜそういうふうな後退をしたのか。そうして現在政令で考えておられるその線が最善だと、こう考えてやっておられるのか。あるいは最善ではないけれども、業者とのいろいろの折衝の結果現状というものを無視もできないからこの程度にしたのだというところなのか。その辺の事情をひとつこの際明らかに説明をしてほしいと思つております。

○政府委員(熊谷典文君) 分離保管の率につきましては、いろいろ議論がございましたことは事実でございます。その経緯を申し上げる前に、今後この程度をどの程度にするかという問題でございますが、一応われわれとしては、委託証拠金のトータルの五〇〇程度を目標にしたい。経過措置の問題はございますが、そういうふうに考えております。

経緯を申し上げますと、それ以前に、一応われわれとしては七〇〇程度にできないかという議論をしたことがございます。それは現在の委託証拠金の使い方を見ておきますと、立てかえ等のいろ

いろいろな費用が要りますので、そういうものにはやはり三割程度使われておる。したがってそういうものを差し引いた残りの七割というものは委託者の保護のために分離保管ができるのじゃないかろうか、こういう感じを持ったわけでありました。ところが、その後のいろいろ実態を調べ、業界ともいろいろ議論をしまして、御承知のように業務保証金のはかに売買証拠金という制度がございまして、これをやはり会員としては取引所に積まなければならぬ、こういうことになっておるわけでございます。この売買証拠金をどれだけ積んでおるかという問題でございますが、現在のところ二割程度の数字に相なっております。この五〇〇で、あるいは売買証拠金でございます。その五〇〇で、むしろこれはそういう委託者から預かった金でなしに自己資金でやるべきじゃないかという議論もございまして、御承知のように現在の仲買人というのは非常に資力の弱い仲買人が多いわけでございます。もちろんそれをそのままにしておいていいという問題ではございませんが、現状はそうになっております。いわゆる中小企業的な仲買人が相当多い。これが七割程度、こういうような状況に相なっております。そういうものを勘案いたしました場合に、現状において、この五〇〇を七〇〇に強行するということは、やはり仲買人の資金繰りを何らかの方法で見ます場合は別でございますが、非常に混乱を起す、非常に圧迫になる、こういう感じを持っております。そういう意味で今回におきましては五〇〇程度にいたしたい、かようにしたわけでございますが、もちろん今後仲買人の資力の充実あるいはいわゆる金融措置、中小企業でございまして、金融措置がなかなかむずかしいと思いますが、そういうものと将来考え合わせ、できるだけ高いものに考えていきたいと思っております。この法律では五〇〇を目標にしたい、かように考えておる次第でございます。

○亀田得治君 この点もいろいろ議論のあるところ、一〇〇〇というような主張もあり、しかし、まあ役所としては一応七〇〇を考えたが、実情に合わせて五〇〇にしたということのようです。そこで、七〇〇という数字はそれは今後の目標としては下ろしておらぬわけですね。

○政府委員(熊谷典文君) われわれといたしましては、先ほど申し上げましたように、売買証拠金なり立てかえ金というのはこれは可能な限りやはり自己資金でやってもらうというのが筋論としては筋だと思っております。そういう意味合いにおきまして、それが現在そういう自己資金でまかなえないという段階でございますので五〇〇にしたわけでございます。将来仲買人の資力が充実していきます、さらに金融措置もやはり共同してできるような制度に應じて、そういう売買証拠金とか立てかえ金を自己資金でやる、そうすれば分離保管率を目標としてできるだけ上げてまいりたい、こういうビジョンを持っております。この五〇〇というビジョンは、ビジョンかどうかは別ですが、具体的な数字のないものは、これはまるで空想みたいなものでビジョンにすらならぬかもしれぬ。七〇〇というものを一応役所が一つのやはりきちんとした根拠に立って出したわけですから、その点は将来の目標としてやはり持っておくのだというふうな理解をいいかどうか、これは大臣からひとつ最高責任者として、将来問題になるから。

○国務大臣(青野和太郎君) いまの御質問ですが、今度の規定によって仲買人に対する資格審査を厳重にやりますから、そうすれば金の委託問題は仲買人に対する信用いかんということによって委託金の多寡というものが考えられると思ふのですが、しかし、いま危険防止という立場から見ると、委託金を上げることもまた非常に危険防止にもなるというように考えられますので、お尋ねの件は五〇〇ですが、将来七〇〇というようになことも考えてみていいのじゃないかというふうに思っております。

○亀田得治君 局長よりもちょっと前進したという程度ですが、まあこの程度にしておきましょう。

そこで私は、いろいろ業界と折衝されて出された結論の数字が適正なものかどうかということにわれわれとしても判断しなければならぬわけですが、やはり一番一つの根拠になるものは三百二十二の仲買人がおるわけですね、現在、この三百二十二の仲買人が預かっておる委託証拠金、これが現在どういふふうに使われておるのか、その点の実態を明らかにしてほしいのです。だから貸借対照表のようなところで貸方、借方というかつこうでその部分だけを明確にしてもらえば、そうすれば業者のなるほど実情を訴えられるのももともだ、役所がそこまで譲歩したのもやむを得ないだろうということにもなると思うのです。その点どうですか。

○政府委員(熊谷典文君) たいへん申しわけないでございますが、サンプル的には資料がございまして、全般的にはとっておりません。と申し上げますが、このように委託証拠金というのは御承知のように相当有価証券的なものでまいっております。その現金の行くえというものは、ひもがついておりませんので、なかなかとらまえていくというふうな事情がございまして、全般的な調査はいたしておりません。サンプル的なものはございまして、それからわれわれが推定して先ほど申し上げましたように立てかえ金的なものは約三割、それから自己資金でまかなわれない場合はその売買証拠金的なものに二割、こういう推定をいたしたわけでございます。

○亀田得治君 その実態に基づいた議論をしなければならぬので、これはお聞きしているのです。そのサンプルというのは幾つお調べになったのですか、三百二十二のうち幾つ。

○政府委員(熊谷典文君) 大阪穀物につきまして中心にして調べた数字でございまして、サンプルとしては三十五ぐらいある、こういうことでございまして。

○亀田得治君 そのお調べになった分だけは資料としていただけますか。

○政府委員(熊谷典文君) 提出したいと思っております。

○亀田得治君 本来はこの三十五だけじゃないに、こういう重要な問題点ですから、これは取引所の制度からいっても非常に大きな問題です。実態がほんとうにわかれば、われわれも五割を四割でもいいというふうな場合もあり得るわけですよ。現状をむやみに破壊してもいかぬわけですから、だからその点をやはり全部調べてほしいのです。調査権があるんでしょう。現行法の五十四条等にも、ちゃんと元来区分経理をしておかなければならぬのですから、区分経理を。そして現行法の百九十九条とか百二十条あたりの規定でちゃんとこういう問題についての資料は求められるのだし、資料を出さぬものは立ち入り検査もできるのだしね。そこへ行かなくても、まず資料として要求するということだけでもやってもらえばわりあい簡単にいくんですよ。紙一枚いいです。一つの店に、貸し方のほうは委託された金、借り方のほうは取引所に入れた金とか、あるいは銀行預金とか、あるいは担保で銀行に預けた有価証券とか、あるいは現金で自分のところにあるやつとか、あるいはビルを建てるのに幾ら使ってしまったとか、五つか六つの項目でいいですよ、分類すれば。それは私は悪いところはどビルとか自動車だとか、そういうものをやはり化けておると思うのです。だからこれをちゃんと一覧表にしてこの項目について書き入れよといえ、もう紙一枚でわかるわけですよ。三百幾つ紙だけあなたのはうで出しなさいのです。そういうことをやってもええませんか。これはほんとうに私は清算会社論をはじめ、この点については非常に実態はどうかということがなかなかつかめないものですから、考えあぐんだ問題です。あなたらはそれをやるのですから、それをやってもらわぬけりや困るじゃないですか。いまからでもやれますよ、これは。元来こういうことは区分経理で明らかにしておるはずなんですから、速速で

○政府委員(熊谷典文君) 提出したいと思っております。

○亀田得治君 本来はこの三十五だけじゃないに、こういう重要な問題点ですから、これは取引所の制度からいっても非常に大きな問題です。実態がほんとうにわかれば、われわれも五割を四割でもいいというふうな場合もあり得るわけですよ。現状をむやみに破壊してもいかぬわけですから、だからその点をやはり全部調べてほしいのです。調査権があるんでしょう。現行法の五十四条等にも、ちゃんと元来区分経理をしておかなければならぬのですから、区分経理を。そして現行法の百九十九条とか百二十条あたりの規定でちゃんとこういう問題についての資料は求められるのだし、資料を出さぬものは立ち入り検査もできるのだしね。そこへ行かなくても、まず資料として要求するということだけでもやってもらえばわりあい簡単にいくんですよ。紙一枚いいです。一つの店に、貸し方のほうは委託された金、借り方のほうは取引所に入れた金とか、あるいは銀行預金とか、あるいは担保で銀行に預けた有価証券とか、あるいは現金で自分のところにあるやつとか、あるいはビルを建てるのに幾ら使ってしまったとか、五つか六つの項目でいいですよ、分類すれば。それは私は悪いところはどビルとか自動車だとか、そういうものをやはり化けておると思うのです。だからこれをちゃんと一覧表にしてこの項目について書き入れよといえ、もう紙一枚でわかるわけですよ。三百幾つ紙だけあなたのはうで出しなさいのです。そういうことをやってもええませんか。これはほんとうに私は清算会社論をはじめ、この点については非常に実態はどうかということがなかなかつかめないものですから、考えあぐんだ問題です。あなたらはそれをやるのですから、それをやってもらわぬけりや困るじゃないですか。いまからでもやれますよ、これは。元来こういうことは区分経理で明らかにしておるはずなんですから、速速で

もばつと出して求めるぐらいたくややって、ほんとうはこの審議に間に合うように資料として出してほしいと思うのですよ、どうですか。

○政府委員(熊谷典文君) 先ほど申し上げましたサンプル以外に、いま御指摘のありました資料は、これは取引所のほうでもある程度のいろいろなデータはあると思いますし、なお必要によりましては、今後取引員から御指摘のように簡単なものをとるといふことは可能だろうと思ひますので、御趣旨に沿うように努力してみたいと、かように考えております。

○龜田得治君 できるだけその点、実態のわかるようにひとつお願いしておきます。

それじゃ次の問題に移りますが、私は現在の取引所、これは二十あるわけですね、大臣。これは多過ぎると思うのですよ。大体そういうことになった根本原因は、昭和二十五年商品取引所を復活するその際に、これを自由設立にしたわけですね。そういうようなことは私は非常に間違ひであつたと思うのです。それで乱立をしておる。で、取引高が多くなければ維持できない、あふる、必要以上の外務員が出てくる、根本はここに一つの大きなミスがあつたと思うのですが、これは大臣どういふふうにお考えです。

○國務大臣(菅野和太郎君) 先ほど私からも申し上げましたとおり、昭和二十五年のときと今日とだいぶ経済の実勢が違つておりますから、したがって取引所の数が多いか少ないかというようなこと、また場所などについて、はたして取引所を設けておることがいいのか悪いのか、そういうことについてはもう少し掘り下げて調査研究して、その上でまた改正すべきであれば改正するといふふうな考えておる、こう存じておる次第でございます。

○龜田得治君 これは行政整理を見てもなかなかいふものをつぶすといふことは、これはたいへんなことなんです。それでたとえばアメリカの場合は非常に数が多いんですよ、どうなん

です。

○政府委員(熊谷典文君) アメリカも日本と同じように二十あるというところは聞いておりますが、土地の広さとか、あるいは取引高が圧倒的に違うわけでございますが、そういう観点から見ますと、日本の二十というのはいささか多い、あるいは多い、いろいろ議論があるかと思ひますが、多過ぎるのではなからうかという感じはいたしております。

○龜田得治君 生産量、消費量の関係から見たら、それはアメリカの私は五分の一でいいと思つてゐるのですよ。だからこれはひとつ根本問題としてやはり研究してほしい。特にこのアズキと手亡ですが、どうもそこばかり八つ当たりするようすが、しかし、そこが変なんだからそれはしょうがないと言わざるを得ない。わずかのあなた流通量でしよう。年間十五万トン、八万トンという程度でしよう。そういうものに六つもあるわけですね。しかも六つの中でも大阪と神戸、これは経済圏が一緒でしようが、受け渡し関係もこれは兩者共通になってゐますからね。そんなことで、全くこれはまるで取引所を設けること自体が何か一つの趣味か目的のような感じがするのです。ナ

ンセンスですよ、これは。同じ場所に二つもあれば納得の行くものでなければいかぬでしょう、そのことが前提でしようが。納得の行くものが同じ場所に二つあるというのはいささかおかしいやないですか第一。だからね、そんな矛盾したことをやうてゐるというところは、これは私は法改正といへばそういうことをほんとうにこれは考えてもらわなければいかぬと思ひます。大臣もその矛盾は感じておられると思ひますが。大阪、神戸、第一大阪の化繊と三品、ほとんどあなたメンバーは一緒でしよう。ほかでは一つでやうてゐる。なぜ大阪だけ二つにしなければならぬのか。そんな程度のことでは私はやれなくて、とてもじゃないが行政整理なんてそれはできませんよ。まあ行管の問題と多少違ひますけれども、これは大臣どうで

すか。まあその二十、全体の話は別にしましう。私が言つた大阪、神戸の関係、大阪の三品と繊維、こういうことは、私ははなはだ取引所制度自体を自分から何か茶化してゐるような感じがするのですよ。大阪化繊と三品ですよ。

○國務大臣(菅野和太郎君) いまのお話は、私は神戸のこととは知りませんが、神戸もでき、大阪もできているというその由来を存じないのですが、大阪の三品とそれから繊維の問題は、これは龜田委員の言われているように私自身も二つは必要ないじゃないかといふことを関係者には申しておるわけでありまして、でありますからこれは関係者自体も、まあいつかはこれは合併すべきじゃないかという意見を持つてゐる人もあります。ですから、この問題は私は比較的解決しやすいのじゃないか、こう私自身は思つておりますが、しかし、それができた当時の由来を私は知りませんから、この問題はひとつ私自身として善処したい、こう考えております。

○龜田得治君 これはぜひひとつお願いしておきます。それで、そういう問題がいろいろ考えられるわけでは、この法改正の中に取引所の合併規定ですね、こういうものをばくちに入れてほしかつた。それは何か検討されたのかどうか。されたけれども、どうもいろいろ問題があつて入らぬといふことになつたのか、どうなんですか。

○政府委員(熊谷典文君) まず法律問題の前に実態的な考え方を申し上げてみたいと思ひますが、私どももいたしまして、この業界がその気になつていただき、それが合理的であるといふことならば、合併をこばむものでもございせんし、また御指摘のような例もあるわけでありまして、できるだけそういう方向に持っていきたい、こういうふうに考えておりますが、ただ御承知のよう、将来これをだんだん統合していきます場合の考え方として、繊維は繊維で集まるからやつたほうがいいのか、あるいはもう少し繊維だけになしに、たとえば大阪地区においてはゴムも入れ

て総合的なものにしたほうがいいか、いわゆる物資別、地域別にいろいろその統合のやり方といひますか、将来の方向として問題があるかと思ひます。またそういうものを考えます場合には、おそらくこういう上場商品といふのは、どちらかといひますと、流通機構にやはり問題がある物資が多いわけでありまして。したがって、そういう流通機構の問題をやはりかね合せて考えなければならぬ。いろいろな役所のほうで指導いたします場合にも、将来の取引所のあるべき姿はこういうものであるという理想を描きながら、それに近づけるような合併に持っていかなければならない、こういう問題があるわけでありまして。そういうこととございまして、今回はこの問題はまだわれわれのほうもことごとく議論いたしておりませんので、もう少しそういう根本問題を議論しよう、審議会でも議論していただく、こういうことになつた。そういう結果、合併の規定を法律的にいますぐ入れられないという問題があるわけでございますが、そういうものが明らかになつた場合に、法律改正によりまして合併規定を入れよう、こういう判断をとつたわけでございまして。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。

○龜田得治君 それじゃこの取引所の合併問題といふのは、これはひとつ真剣にやうてゐると思ひます。これはなかなかその取引所関係者には抵抗がありますよ。だけれど、最初大臣が言われたような当業者主義といふものを踏まえて考えていくといふことであれば、そんなにあちこちたくさん要らぬ。まあ極端な人は東京、大阪くらいでいいといふふうな意見もありますが、私はまあ一挙にそこまでは思ひません。いずれにしてもなるべく統合し、そして統合されぬまでも建物は一にするとかして、やうばり合理化していかぬといふかめのです。当業者が中心になつて運用されていくといふことになれば、ちゃんとこれからは商品取引員も非常に信用が高まるでしょう、この法律によつ

て。そこで電話ですと連絡をして頼めばいいわけ、そんなにあちこちに一々顔を合わせ、ああじゃこうじゃと云うて必要はないわけ、そういう意味で、ぜひこれは一つの大きな課題として取り上げてもらいたい。で、まあそれに応じたところの役所の改革ですね。二省三局です。四課ですね。それでわずか三十人足らずの人間をそんなところにばらまいておるわけですね。今度の法改正では非常にこれは権限が強くなるわけですよ。仕事もふえる。そういうことになっている。法律では権限は与えられたけれども、実際上はそれを使えないのだということになってはこれはいへん。なにかえってマイナスです。私はそういう面からみても役所の方面のこの反省、改革、一とこに行けばちゃんと全部用が足せると、一カ所行けばちゃんとやり方はもう全部共通してわかる、こういうふうにならなければいけません。取引所もそうなる。商品取引員もいろいろなことで改革されて、役所もよくなる、こうしなくちゃこの日進月歩の経済界に順応しませんよ、それは。役所の姿勢はどういうふうにお考えですか。これはやっぱり大臣の問題ですね。一応局長からでもいいのですが。

○政府委員(熊谷典文君) この問題は先般も御指摘になった点でございます、私もとしては御意見はある面では非常にわかるわけでございませう。ただ御承知のように現在の取引員とか、あるいは取引所の構成というのが物資別にできています。しかも、いまの役所の機構というものが物資別、それでいまの取引所の運用を見ますと、どうしてもこれは、まあ取引所でも完全に自主的にやっていたらいいことになれば別でございますが、今回の改正でもそればかりにはまかしておけないから役所も相当指導監督しようということになりますと、どうしても物資別に見ていく、こういう知識と経験が実は要るわけです。それと同時に今後取引所の運営をどういうふうに行っていくかという場合には、私は流通機構の問題と非常に関係がある。組織の取引所については組織

の流通機構と関係がある、それがいまの組織ではやはり組織の流通機構は通産省の組織が検討する、こういう形になっておるわけでありませう。したがって、各省が同じ考え方で行政指導も、運営もするということは、これはきわめて今後必要になってくると思ひますが、それを一カ所に集めるということになりますと、いま申し上げました物資別の観点の問題が少し希薄になるわけでございます。そういう意味でいろいろ内部でも議論いたしました。いまの機構のままに、各省間の連絡を改正を機会により一そう緊密にして、その間違った方針等で取引所に迷惑かけるとか、あるいはアンバランスになるというようなことをなくしようということで、現行のままで提出いたしましたわけでございます。今後取引所のあり方、物資別にあまり見なくても取引所の自主で大体いけるという形になりました場合は、機構もおのずからやるべきでございませう。そういう場合は、そういう問題は十分研究に値する問題であり、研究しなくてはならぬ問題だと思ひますが、現状においては私どもの判断はちょっと無理ではなからうか、こういうことでございます。

○島田得治君 それじゃ、大臣の御都合ありますので、本日はこの程度にしたいと思ひますが、これは大臣にいろいろ聞いておいてもらいたいと思ふんです。大臣のおられるところで、あと商品取引員の問題、外務員の問題、それから不当勧誘の問題、こういったような問題について若干次回にお聞きをしたいと思います。本日はこの程度で……。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は本日のところはこの程度にいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十分散会

六月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(第二二四三号)

第二二四三号 昭和四十二年五月二十五日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山町戸山ハイツイ

号地A 全国建設労働組合総連合内

吉井安蔵

紹介議員 田中 一君

理由 電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律の制定には、左記の理由により反対である。

一、電気工事の保安確保は現行法でもできる。

電気工事(一般用電気工作物)については、電気工事士法第三条により原則として電気工事士の免許を受けた者でなければ従事できないことになっており、さらに第八条で業務開始後十日以内に届出、第九条では報告の義務を与えている。しかも、建設業法においては、軽微な工事を除き業を営む者の登録を義務づけ、主任技術者の設置を求めており、今回の法案は、これらと重複し、屋上屋を重ねるものである。また、一般用電気工作物に対する調査についても電気事業法第三章に定めがあり、それらが適正に行なわれていれば、事故はかなり抑えられるはずである。

二、今回の法案は、特定電気工事業者団体の市場確保のための私法的立場に立つもので、営業の自由を保障した憲法の精神をゆがめるものである。しかも二人以上の電気工事士を必要とすることなどからみても、個人営業のいわゆる町の電気屋さんを強く圧迫することになる。したがって、任意登録制であっても、登録した者とならない者とに差別をつけ、特定団体の排他的市場独占と電力供給側の結びつきが予想される現状においては、登録しない者が仕事ができなくなる可能性は強く、なんらの保障もない。

三、電気工事業者の過当競争は、むしろ法的問題としてではなく、これによる不当ダンピング、工事の技術、技能の低下をこそ各団体内の問題として解決すべきである。以上の理由から、この法案の提出理由はきわめて薄弱であり、まったく納得できない。